

中小事業者等の皆さま 固定資産税の軽減

☎ 税務課資産税係 ☎ 575-1235

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月の売上高が、前年の同時期と比べて**30%以上減少**している場合は、令和3年度課税分の固定資産税（償却資産および事業用家屋）が軽減措置の対象となります。

軽減割合

| 事業収入の減少率 | 軽減割合 |
|------------|------|
| 30%以上50%未満 | 2分の1 |
| 50%以上 | 全額 |

対象者

- 中小事業者等（ただし、大企業の子会社等を除く）
- ① 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - ② 資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
 - ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

申請方法等

詳細が決まり次第お知らせいたします。

新型コロナウイルス対策

接触確認アプリを使いましょう



厚生労働省
ホームページ

Q 接触確認アプリとは何ですか？

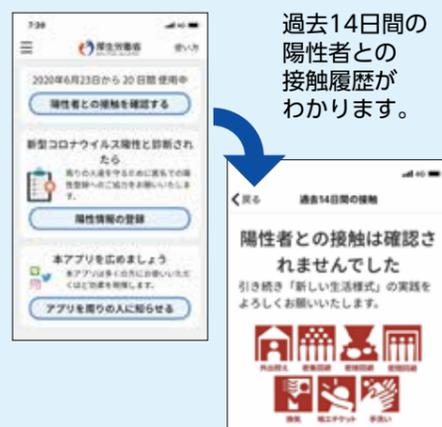
A スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用し、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるサービスです。

Q どのようなメリットがありますか？

A 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

Q 接触をどのように記録するのですか？

A ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1m以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は端末から外部に出ることはありません。



過去14日間の
陽性者との
接触履歴が
わかります。

アプリはこちらから！



iPhone



Android

税や保険料の減免等の支援制度



市ホームページ
支援制度

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免

減免する保険料（税）により、減免額の算出方法は異なります。申請の方法など詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

| 対象要件 | 減免割合 |
|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 | 10分の10 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入（事業、不動産、山林、給与）のいずれかの減少が見込まれ、以下の全てに該当する場合 ア. 収入（事業、不動産、山林、給与）のいずれかが昨年に比べ 30%以上減少 すると見込まれる イ. 昨年の合計所得金額が1,000万円以下（※介護保険料の減免の場合、イの要件は不要） ウ. 減少が見込まれる収入に係る所得以外の昨年の所得合計額が 400万円以下 | 前年の合計所得により 10分の2～10分の10 ※介護保険料の場合 10分の8か10分の10 |

対象期間 普通徴収…令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限があるもの
特別徴収（年金天引き）…年金支給日が上記期間にあるもの
※ただし、国民健康保険税と介護保険料は令和2年2月分以降の保険料（税）

申請期限 令和3年3月31日

後期高齢者医療保険料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少し、保険料の納付が一時的に困難な場合は、納期限日までに申請することで猶予を受けられる場合があります。詳しくはお問合せください。

国民健康保険、後期高齢者医療の傷病手当

伊達市国民健康保険、福島県後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給します。

対象者

国保・後期高齢者医療に加入している人（給与等の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない人

対象となる日

労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日（最長1年6カ月）

申請方法

国保年金課もしくは各総合支所市民福祉係へ申請書を提出してください。

適用期間

令和2年1月1日～令和2年9月30日

| | | | |
|------------|---------|------------|------------|
| このページのお問合せ | 国民健康保険 | 国保年金課 | ☎ 575-1198 |
| | 後期高齢者医療 | 給付係・賦課係 | |
| | 介護保険 | 高齢福祉課介護保険係 | ☎ 575-1299 |